

家畜市場密集防止対策支援事業補助金交付等要綱（案）

制 定 令和 3 年 3 月 26 日付け 2 生畜第 1906 号
最終改正 令和 4 年〇月 〇日付け 3 畜産第 〇〇号

農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知

（趣旨）

第 1 家畜市場は、家畜の出荷者に加え、全国から購買者が集まるため、せり場やその付近で人が密集し、新型コロナウイルスの感染リスクが高くなりやすい。このため、密集状態が発生しやすい家畜市場において、新型コロナウイルスの感染リスクを低減し、業務の停滞を防止することにより、円滑な家畜流通を確保する取組を推進する。

（通則）

第 2 家畜市場密集防止対策支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 18 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成 18 年 6 月 20 日農林水産省告示第 881 号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第 3 補助金は、家畜の流通に必要な不可欠な家畜市場において、人の密集を防止するための機器・設備の導入に要する経費の一部を国が補助することにより、円滑な家畜市場の運営を確保することを目的とする。

（定義）

第 4 本事業における「家畜市場」については、家畜取引法（昭和 31 年法律第 123 号）第 2 条第 3 項に規定する家畜市場をいう。

（事業の内容）

第 5 本事業において実施する事業の内容、事業実施主体、実施要件及び実施期間については、別表のとおりとする。

(事業の実施)

第6 事業実施主体は、農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）が別に定めるところにより、事業実施計画における目標年度及び成果目標の設定、当該成果目標の達成状況の評価等を行うものとする。

(交付の対象及び補助率)

第7 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、事業実施主体が行う別表の事業内容の欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

(流用の禁止)

第8 別表の事業内容及び補助対象経費の欄に掲げる1及び2に係る経費、1の(1)から(3)までに係る経費の相互間について、流用をしてはならない。

(申請手続)

第9 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を地方農政局長等（補助事業者の主たる事務所が北海道に所在する場合にあっては北海道農政事務局長、補助事業者の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあっては内閣府沖縄総合事務局長、補助事業者の主たる事務所がその他の都府県に所在する場合にあっては所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第10 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第11 地方農政局長等は、第9第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助

事業者に対しその旨を通知するものとする。

- 2 第9第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

- 第12 補助事業者は、第9第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第11第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。

(契約等)

- 第13 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、地方農政局長等に遅滞なく届け出なければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

- 3 補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(債権譲渡等の禁止)

- 第14 補助事業者は、第11第1項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、地方農政局長等の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

- 第15 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第16条に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第16条に規定する軽微な変更を除く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて地方農政局長等の承認を受けることができる。

- 3 地方農政局長等は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第 16 交付規則第 3 条第 1 号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の軽微な変更の欄に掲げるものとする。

(事業遅延の届出)

第 17 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第 4 号による遅延届出書を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

第 18 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の第 2 四半期及び第 3 四半期の末日現在において、別記様式第 5 号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別記様式第 6 号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項による報告のほか、地方農政局長等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第 19 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第 6 号の概算払請求書を地方農政局長等及び官署支出官（北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあつては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあつては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

(実績報告)

第 20 交付規則第 6 条第 1 項の別に定める実績報告書は、別記様式第 7 号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき（第 15 第 1 項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から 1 月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の 4 月 30 日までに別記様式第 8 号により作成した年度終了実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

3 第 9 第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績

報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 4 第9第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第9号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

- 第21 地方農政局長等は、第20第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。
- 2 地方農政局長等は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納めるものとする。

（額の再確定）

- 第22 補助事業者は、第21第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第20第1項に準じて提出するものとする。
- 2 地方農政局長等は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第21第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第21第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

（交付決定の取消等）

- 第23 地方農政局長等は、第15第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第11第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

- (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 地方農政局長等は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第21第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第24 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第25 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。
- 4 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(残存物件の処理)

- 第26 補助事業者は、補助事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を地方農政局長等に報告しその指示を受けなければならない。

(補助金の経理)

- 第27 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の

収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第10号の財産管理台帳その他の関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前3項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び台帳のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(委任)

第28 本事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、畜産局長が定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和4年〇月〇日から施行する。
- 2 1による改正前の家畜市場密集防止対策支援事業補助金交付等要綱（令和3年3月26日付け2生畜第1906号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業については、なお従前の例による。

別表(第5、第7、第8、第16関係)

区分	事業内容	補助対象経費	事業実施主体	補助率	実施要件	軽微な変更	
						実施期間	経費の配分の変更 事業内容の変更
<p>国産農産物生産基礎強化等対策事業費補助金(家畜市場密集防止対策支援事業)</p>	<p>以下に掲げる事業を行うための経費を補助するものとする。</p> <p>1 基本設備 円滑な家畜市場の運営を確保するため、家畜市場における人の密集状態を回避し、業務の停滞防止に資する(1)、(2)又は(3)の導入を行う事業</p> <p>(1)家畜の監視や脱走防止のための機器・設備 (2)誘導路の人の密集を防止するための機器・設備 (3)せり場内の人の密集を防止するための機器・設備</p> <p>2 付随設備 1の事業の(1)から(3)の機器・設備を導入するにあたり付随して必要となる機器・設備の導入を行う事業</p>	<p>1 基本設備 (1)家畜の監視や脱走防止のための機器・設備 外周柵、つなぎ柵、牛房柵、可動扉、監視装置(監視カメラ、モニター等)及びこれらに附帯する機器・設備の設置並びにこれらの設置に必要なものであつて、かつ、当該設置と一体的に行われる施設等の改修</p> <p>(2)誘導路の人の密集を防止するための機器・設備 自動誘導ルール等及びこれに附帯する機器・設備の設置並びにこれらの設置に必要なものであつて、かつ、当該設置と一体的に行われる施設等の改修</p> <p>(3)せり場内の人の密集を防止するための機器・設備 セリシステム関連機器(システム、操作端末、応礼器、モニター等)及びこれらに附帯する機器・設備の設置並びにこれらの設置に必要なものであつて、かつ、当該設置と一体的に行われる施設等の改修</p> <p>2 付随設備 1の(1)から(3)の機器・設備を導入するにあたり付随して必要となる機器・設備</p>	<p>次に掲げる者のうち、畜産局長が別に定める公募要領に基づき選定された者とする。</p> <p>(1)農業協同組合 (2)農業協同組合連合会 (3)公社(地方公共団体が出資している法人をいう。) (4)事業協同組合 (5)事業協同組合連合会 (6)民間事業者 (7)公益社団法人 (8)公益財団法人 (9)一般社団法人 (10)一般財団法人 (11)生産者が組織する団体 (12)協議会</p>	<p>1(1) 定額 (10000千円以内) (2) 定額 (10000千円以内) (3) 定額 (10000千円以内)</p> <p>2 1/2以内 (ただし、1の(1)から(3)のそれぞれに定める取組ごとに対応する取組ごとに2,000千円以内)</p>	<p>以下の要件を全て満たすこと。</p> <p>(1)事業を実施する家畜市場の移転、廃止又は休止の計画がないこと。</p> <p>(2)事業実施後において、現状と同じ又は現状を超える取引頭数が見込まれること。</p> <p>(3)導入する機器・設備による効果が、畜産局長が別に定める成果目標の達成に直結するものであること。</p> <p>(4)その他畜産局長が別に定める要件を満たしていること。</p>	<p>1年間</p>	<p>1 補助対象経費の額の30%以内の増減 2 国庫補助金の30%以内の減 3 補助事業者の変更以外の変更 4 事業の追加以外の変更</p>

別記様式第1号(第9関係)

○第○○号
○○年○月○日

○年度 国産農産物生産基盤強化等対策事業費補助金(家畜市場密集防止対策支援事業) 交付申請書

1. 申請者	
・氏名又は名称	
・代表者(法人・団体の場合)	
・住所又は主たる事務所	
・法人番号	
2. 申請先	
申請者の主たる事務所の所在地を 管轄する農政局長等	

○○年度において、下記のとおり事業を実施したいので、家畜市場密集防止対策支援事業補助金交付等要綱第9の規定に基づき、○○円の交付を交付を申

申請内容					
1 事業の目的					
2 事業の内容及び計画	添付書類のとおり				
3 経費の区分及び負担区分	補助事業に要する 経費(円)(A+B)	国庫補助金(A) (円)	その他(B) (円)	消費税区分 (注1)	備考 (注2)
1. 基本設備					
(1)家畜の監視又は脱走防止のための機器・設備					
(2)誘導路の人の密集を防止するための機器・設備					
(3)せり場内の人の密集を防止するための機器・設備					
2. 付随設備					
1の(1)から(3)の機器・設備を導入するにあたり付随して必要となる機器・設備					
合計	0	0	0		
4 事業完了予定年月日					

5 添付書類		
書類名	提出方法 (注3)	備考欄
事業実施計画書		
申請者の営む主な事業が分かる書類(定款等)		
申請者の財務状況が分かる書類(財務諸表等)		
消費税区分欄の選択事項を選択した理由が分かる書類		

(注1) 消費税区分には、除税額、含税額、該当なし(地方公共団体一般会計、該当なし(特定収入特例)、該当なし(免税事業者)、該当なし(簡易課税)、該当なし(課税仕入れ無し)から該当するものを記入すること。

(注2) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。また、その他(B)の具体的な負担者、負担額及び負担方法を備考欄に記入すること。

(注3) 添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、備考欄に提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第2号(第13関係)

○第○○号
○○年○月○日

契約に係る指名停止等に関する申立書

・申立先	
・氏名又は名称	
・代表者(法人・団体の場合)	
・住所又は主たる事務所	
・法人番号	
・申立の内容	当社は、貴殿発注の【工事請負／物品・役務】契約の競争参加又は申込みにあたって、当該契約の履行地域において、現在、農林水産省の機関から【工事請負／物品・役務】契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。 また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注1)「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

(注2)この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局及び農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

(注3)「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第3号(第15関係)

○第○○号
○○年○月○日

○年度 国産農産物生産基盤強化等対策事業費補助金(家畜市場密集防止対策支援事業) 変更等承認申請書

・申請先	
・氏名又は名称	
・代表者(法人・団体の場合)	
・住所又は主たる事務所	
・法人番号	

○○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり【変更/中止/廃止】(注1)したいので、家畜市場密集防止対策支援事業補助金交付等要綱第15の規定に基づき申請する。

申請内容					
1 【変更/中止/廃止】の理由 (注1)					
2 事業の内容及び計画	添付書類のとおり				
3 経費の区分及び負担区分	補助事業に要する 経費(円)(A+B)	国庫補助金(A) (円)	その他(B) (円)	消費税区分 (注2)	備考 (注3)
1. 基本設備	/				
(1)家畜の監視又は脱走防止のための機器・設備					
(2)誘導路の人の密集を防止するための機器・設備					
(3)せり場内の人の密集を防止するための機器・設備					
2. 付随設備	/				
1の(1)から(3)の機器・設備を導入するにあたり付随して必要となる機器・設備					
合計	0	0	0		
事業完了予定年月日					

2. 添付書類		
書類名	提出方法 (注4)	備考欄
事業実施計画書		
交付申請書又は【変更/中止/廃止】承認申請書に添付した書類のうち変更があったもの (注1)		

(注1)変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

(注2)消費税区分には、除税額、含税額、該当なし(地方公共団体一般会計)、該当なし(特定収入特例)、該当なし(免税事業者)、該当なし(簡易課税)、該当なし(課税仕入れ無し)から該当するものを記入すること。

(注3)備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。また、その他(B)の具体的な負担者、負担額及び負担方法を備考欄に記入すること。

(注4)添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、備考欄に提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第4号(第17関係)

○第○○号
○○年○月○日

○年度国産農産物生産基盤強化等対策事業費補助金
(家畜市場密集防止対策支援事業)遅延届出書

・報告先	
・氏名又は名称	
・代表者 <small>(法人・団体の場合)</small>	
・住所又は主たる事務所	
・法人番号	

○年○月○日付け○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により(予定の期間内に完了しない/遂行が困難となった)ため、家畜市場密集防止対策支援事業補助金交付等要綱第17の規定に基づき届け出ます。

1 補助事業が(予定の期間内に完了しない/遂行が困難となった)理由

2 補助事業の遂行状況						
区分	総事業費 (円)	事業の遂行状況				備考
		○年○月○日までに完了したもの		○年○月○日以降に実施するもの		
		事業費 (円)	出来高比率 (%)	事業費 (円)	事業完了 予定年月日	
1. 基本設備						
(1)家畜の監視又は脱走防止のための機器・設備						
(2)誘導路の人の密集を防止するための機器・設備						
(3)せり場内の人の密集を防止するための機器・設備						
2. 付随設備						
1の(1)から(3)の機器・設備を導入するにあたり付随して必要となる機器・設備						

(注1)括弧内は、該当するものを記載すること。
 (注2)補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「○年○月○日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。
 (注3)記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第5号(第18関係)

○第○○号
○○年○月○日

○年度国産農産物生産基盤強化等対策事業費補助金
(家畜市場密集防止対策支援事業)事業遂行状況報告書

・報告先	
・氏名又は名称	
・代表者 <small>(法人・団体の場合)</small>	
・住所又は主たる事務所	
・法人番号	

○年○月○日付け○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、家畜市場密集防止対策支援事業補助金交付等要綱第18の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

区分	総事業費 (円)	事業の遂行状況				備考
		○年○月○日までに完了したもの		○年○月○日以降に実施するもの		
		事業費 (円)	出来高比率 (%)	事業費 (円)	事業完了 予定年月日	
1. 基本設備						
(1)家畜の監視又は脱走防止のための機器・設備						
(2)誘導路の人の密集を防止するための機器・設備						
(3)せり場内の人の密集を防止するための機器・設備						
2. 付随設備						
1の(1)から(3)の機器・設備を導入するにあたり付随して必要となる機器・設備						

(注1)「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

(注2)記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第6号(第19関係)

〇〇〇〇号
〇〇年〇月〇日

〇年度国産農産物生産基盤強化等対策事業費補助金
(家畜市場密集防止対策支援事業)概算払請求書

・請求先
・請求先(官署支出官)
・氏名又は名称
・代表者(法人・団体の場合)
・住所又は主たる事務所
・法人番号
・振込先金融機関・口座番号 〇〇銀行 〇〇支店 普通〇〇
・振込先口座名義

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、家畜市場密集防止対策支援事業補助金交付等要綱第19の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇〇円を概算払いによって交付されたく請求する。

また、併せて、〇〇年〇月〇日現在の遂行状況をおり報告する。(注1)

区分	総事業費 (円)	国庫補助金 (A) (円)	既受領額(B)		遂行状況 (注2) 〇月〇日現在の 出来高(%)	今回請求額(C)		残額(A)-(B)+ (C)		事業完了予定 年月日	備考
			金額 (円)	出来高 (%)		金額 (円)	〇月〇日現在の 予定出来高 (%)	金額 (円)	〇月〇日現在の 出来高 (%)		
1. 基本設備											
(1)家畜の監視又は脱走防止のための機器・設備											
(2)誘導路の人の密集を防止するための機器・設備											
(3)せり場内の人の密集を防止するための機器・設備											
2. 付随設備											
1の(1)から(3)の機器・設備を導入するにあたり付随して必要となる機器・設備											
合計	0	0	0	0		0	0	0	0		

(注1)第18第1項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。

別記様式第7号(第20第1項関係)

○第○○号
○○年○月○日

○○年度 国産農産物生産基盤強化等対策事業費補助金
(家畜市場密集防止対策支援事業) 実績報告書

・報告先	
・氏名又は名称	
・代表者 <small>(法人・団体の場合)</small>	
・住所又は主たる事務所	
・法人番号	
・振込先金融機関・口座番号	○○銀行 ○○支店 普通○○
・振込先口座名義	

○○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、家畜市場密集防止対策支援事業補助金交付等要綱第20第1項の規定により、その実績を報告する。
(また、併せて精算額として国産農産物生産基盤強化等対策事業費補助金(家畜市場密集防止対策支援事業)金○○円の交付を請求する。(注1))

実績報告					
1 事業の目的					
2 事業の内容及び実績	添付書類のとおり				
3 経費の区分及び負担区分	補助事業に要する 経費(円)(A+B)	国庫補助金(A) (円)	その他(B) (円)	消費税区分 (注2)	備考 (注3)
1. 基本設備					
(1)家畜の監視又は脱走防止のための機器・設備					
(2)誘導路の人の密集を防止するための機器・設備					
(3)せり場内の人の密集を防止するための機器・設備					
2. 付随設備					
1の(1)から(3)の機器・設備を導入するにあたり付随して必要となる機器・設備					
合計	0	0	0		
4 事業完了年月日					

5 収支精算					
(1)収入の部					
区分	精算額(円)	予算額(円)	比較増減		備考
			増(円)	減(円)	
国庫補助金					
その他					
合計	0	0	0	0	
(2)支出の部					
区分	精算額(円)	予算額(円)	比較増減		備考
			増(円)	減(円)	
1. 基本設備					
(1)家畜の監視又は脱走防止のための機器・設備					
(2)誘導路の人の密集を防止するための機器・設備					
(3)せり場内の人の密集を防止するための機器・設備					
2. 付随設備					
(4)(1)から(3)の機器・設備を導入するにあたり付随して必要となる機器・設備					
合計	0	0	0	0	

6 添付書類		
書類名	提出方法 (注4)	備考欄
事業実績報告書		
経費の支払内容が確認できる書類		
交付申請書又は【変更／中止／廃止】承認申請書に添付した書類のうち変更があったもの		

(注1) 括弧内は、実績報告と同時に補助金の交付を請求する場合に記載すること。

(注2) 消費税区分には、除税額、含税額、該当なし(地方公共団体一般会計)、該当なし(特定収入特例)、該当なし(免税事業者)、該当なし(簡易課税)、該当なし(課税仕入れ無し)から該当するものを記入すること。

(注3) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合は「含税額」をそれぞれ記入すること。また、その他(B)の具体的な負担者、負担額及び負担方法を備考欄に記載すること。

(注4) 添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、備考欄に提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第8号(第20第2項関係)

〇第〇〇号
〇〇年〇月〇日

〇〇年度 国産農産物生産基盤強化等対策事業費補助金
(家畜市場密集防止対策支援事業) 年度終了実績報告書

・報告先
・氏名又は名称
・代表者 <small>(法人・団体の場合)</small>
・住所又は主たる事務所
・法人番号

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、家畜市場密集防止対策支援事業補助金交付等要綱第20第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

区分	交付決定の内容		年度内実績		交付決定の内容		完了予定 年月日
	補助事業に要する 経費(A)(円)	国庫補助金 (円)	(A)のうち年度内 支出済額(円)	概算払受入済額 (円)	(A)のうち未支出 額 (円)	翌年度繰越額 (円)	
1. 基本設備							
(1)家畜の監視又は脱走防止のための機器・設備							
(2)誘導路の人の密集を防止するための機器・設備							
(3)せり場内の人の密集を防止するための機器・設備							
2. 付随設備							
1の(1)から(3)の機器・設備を導入するにあたり付随して必要となる機器・設備							

別記様式第9号(第20第4項関係)

○第○○号
○○年○月○日

○○年度 国産農産物生産基盤強化等対策事業費補助金
(家畜市場密集防止対策支援事業)の消費税仕入控除税額報告書

・申請先	
・氏名又は名称	
・代表者(法人・団体の場合)	
・住所又は主たる事務所	
・法人番号	

○○年○月○日付け○○第○○号をもって交付決定通知のあった国産農産物生産基盤強化等対策事業費補助金(家畜市場密集防止対策支援事業)について、家畜市場密集防止対策支援事業補助金交付等要綱第20第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

1. 報告	
適正化法第15条の補助金額の確定額(円) (○○年○月○日付け○○第○○号による額の確定通知額)	
補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額(円)	
消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額(円)	
補助金返還相当額(円)	
消費税仕入控除税額が【明らかにならない/ない】理由	

2. 添付書類		
書類名	提出方法 (注1)	備考欄
報告内容を確認できる書類		

(注1)

記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。(補助事業※1に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金※1相当額を補助金※1の額から減額する場合は、(3)の資料を除き添付不要。)

なお、補助事業者※1が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

(1)消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)

(2)付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

(3)3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)

(4)補助事業者※1が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

